

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 7月 31日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市西成区花園南一丁目4番4号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） イズミヤ株式会社 代表取締役 梅本 友之					
主たる業種	総合スーパー	細分類番号	5 6 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年度の平均の基準量に対して、平成32年の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	各店舗で環境責任者を任命、また、本社のエリア担当を通じて検証し、省エネの徹底を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,137.4 トン	20,206.5 トン	20,002.4 トン	19,798.3 トン	4.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	20,451.9 トン	20,106.5 トン	19,902.4 トン	19,698.3 トン	-2.7 パーセント	
	目標の根拠	店舗での節電対策及び改装等に伴う省エネ設備の導入により目標を達成する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	物販	事業活動に伴う排出の量 (売場面積×1/1000)	103.28	109.58	108.47	107.37	5.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	売場面積を指標とする。根拠としては、電気・空調の使用量は売り場の面積に比例して上昇するため。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		119.0 パーセント	119.0 パーセント	119.0 パーセント	119.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	照明機器、冷凍・冷ケース、空調の適正な運用管理、及び機器の省エネタイプへの更新促進。					
	(30)年度	照明機器、冷凍・冷ケース、空調の適正な運用管理、及び機器の省エネタイプへの更新促進。					
	(31)年度	照明機器、冷凍・冷ケース、空調の適正な運用管理、及び機器の省エネタイプへの更新促進。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	基本は通勤に自動車は使用しない。					
	上記の措置を採用する理由	公共の交通機関で通勤が可能。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	100.0 トン	100.0 トン	100.0 トン			
合計	100.0 トン	100.0 トン	100.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	有料レジ袋の収益金の半額を排出権（国内クレジット、京-VERクレジット）の購入にあて、それぞれ無償譲渡する。また、小学生や中学生を対象にエコ学習会を店舗で実施。						
特記事項	2020年1月1日 四條 晴也⇒梅本 友之 に代表者変更のため						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。